

## 社会福祉協議会への寄附金は税額控除制度

の適用を受けることができます

租税特別設置法が改正されたことに伴い、袖ヶ浦市社会福祉協議会への寄付金については、従来からの所得税控除制度に加えて、税額控除制度の適用を受けることができるようになりました。（平成28年7月21日以降の寄附金適用）

また、社会福祉協議会の会費も税額控除の対象となります。

～いずれか有利な方を選択することができます～

### ①所得控除を選択した場合

**その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円 を年間所得から控除**

◎高所得で税率の高い方ほど減税効果大

### ②税額控除を選択した場合

**(その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円) × 40%  
を所得税額から控除**

◎税額から直接差し引きのため小口寄附にも減税効果大

※控除が受けられる特定寄附金の合計額は、その年の所得総額等の40%相当額が限度です。また、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度です。

※控除を受けるための手続きとして確定申告が必要です。本会の発行した「領収書」及び「税額控除に係る証明書」の写しを添付してください

「税額控除に係る証明書」の写しは、本会ホームページからもダウンロードできます。